

交付金による捕獲支援

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、発生県での野生イノシシ捕獲強化を支援
- ・ 交付対象：都道府県
- ・ 交付率：事業費の1/2以内（豚熱感染が確認された都道府県については事業費の2/3以内）
- ・ 令和4年度（予算額：25億円）は、豚熱既発生県のうち17県で指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用して捕獲を強化
実施県：岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、徳島県
- ・ 令和5年度（予算額：25億円）は、豚熱既発生県のうち17県で指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用して捕獲を強化
実施県：岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、徳島県、香川県

野生イノシシのサーベイランス

- ・ 野生イノシシ豚熱対策の連携の一環として、農林水産省からの依頼を受け、環境省においても令和元年度よりサーベイランス検査の一部を国立環境研究所の協力を得て実施
- ・ 令和4年度は、希望のあった10県の死亡イノシシ等の豚熱及びアフリカ豚熱感染確認検査に協力
実施県：秋田県、福島県、千葉県、大阪府、岡山県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
※ 福島県においては、環境省事業により帰還困難区域で捕獲したイノシシの検査を実施
※ 令和4年度は、福島県の21検体・秋田県の3検体において陽性を確認
- ・ 令和5年度は、希望のあった7県程度の検査に協力
実施県：秋田県、福島県、岡山県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
※ 令和5年度は、福島県の7検体において陽性を確認(9/22時点)

環境省における豚熱の対応（農林水産省との連携）

捕獲に関する防疫措置

- ・豚熱発生都府県やその近隣都府県知事に対して、捕獲強化に向けた狩猟の考え方や感染確認区域内における野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の徹底等に関する通知を发出
※令和5年度は、8月30日に佐賀県で豚熱陽性を確認したことにより、8月31日付で沖縄県を除く九州各県に发出
- ・鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲、狩猟を実施するに当たって効果的な防疫措置を整理し、都道府県等が捕獲従事者や狩猟者への周知
- ・野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の徹底を図る際に参照する資料として「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）を作成（2019年12月作成、2020年3月一部更新）

周知・広報

- ・令和3年9月に改訂した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の「Ⅲ鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項」に、豚熱及びアフリカ豚熱に関して都道府県が実施すべき対応を記載
- ・豚熱及びアフリカ豚熱の発生予防及びまん延防止のため、都道府県自然公園担当部局長・鳥獣担当部局長及び環境省地方環境事務所長宛に、ごみの放置禁止及び汚染された肉製品への野生動物の接触防止等の対策の徹底を依頼する事務連絡を发出（平成31年1月、平成31年4月、令和2年5月、令和3年10月）
- ・豚熱の拡散防止に向けた取組について、外国人を含めて広く周知するため、多言語によるポスター等を作成・配布
- ・農林水産省消費・安全局動物衛生課、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課及び環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室3者連名のチラシ「狩猟者のみなさまへ～豚熱対策のお願い～」を作成し、都道府県に対し狩猟者等への配布を依頼（令和4年8月、令和5年9月）